

## 平成18年度情報公開制度の運用状況について

### 1 公文書の開示の請求及び申出の状況

#### (1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求	申 出	合 計
県政情報センター	8,248	16,891	25,139
県政情報コーナー	1,897	65	1,962
出先機関窓口	9	0	9
警察情報センター	121	18	139
合 計	10,275	16,974	27,249

注

- 1 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
- 2 「申出」とは、条例第32条の規定による公文書の任意開示の申出をいう（以下同じ。）。
- 3 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 4 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 5 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 6 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

#### (2) 請求権者等別の内訳

(単位 件)

区 分	件 数
請求	
県の区域内に住所を有する者からの請求	5,799
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体からの請求	4,469
県の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者からの請求	5
県の区域内に存する学校に在学する者からの請求	0
その他実施機関の行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるものからの請求	2
小 計	10,275
申出	
請求権者以外のものからの申出	16,974
合 計	27,249

#### (3) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	請 求	申 出	合 計
知 事 直 轄	6	0	6
総 務 部	158	40	198
企 画 調 整 部	65	6	71
生 活 環 境 部	173	60	233
保 健 福 祉 部	332	117	449
商 工 労 働 部	49	46	95
農 林 水 産 部	1,926	2,740	4,666
土 木 部	5,888	12,919	18,807
出 納 局	75	13	88
企 業 局	12	49	61
小 計	8,684	15,990	24,674
教 育 委 員 会	466	568	1,034

公安委員会	0	0	0
警察本部長	121	18	139
選挙管理委員会	966	347	1,313
監査委員	0	0	0
人事委員会	7	0	7
労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	13	22	35
公立大学法人福島県立医科大学	7	27	34
公立大学法人会津大学	11	2	13
合計	10,275	16,974	27,249

## 2 公文書の開示の決定等の状況

### (1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分		請求	申出	合計
開示	全部開示	8,082	16,192	24,274
	一部開示	1,904	715	2,619
	小計	9,986	16,907	26,893
不開示	不開示	230	39	269
	うち公文書の不存在	207	23	230
請求又は申出の取下		56	26	82
却下		3	2	5
合計		10,275	16,974	27,249

### (2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合計
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	0	0	0
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	556	4	560
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	2,195	1	2,196
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	17	0	17
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	7	0	7
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	53	29	82
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0	0
合計	2,828	34	2,862

#### 注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不服申立て		決 定					取下げ	審理中
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計		
2	1	0	1	0	1	2	0	1

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成17年2月9日	「平成12年度分(10月以降)及び平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」の一部開示決定に対する審査請求	一部認容
平成18年1月26日	「県出資等法人に対して行われた寄付に関する文書」の不開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成18年12月7日	「地検押収資料に関する行政資料」の不開示決定に対する異議申立て	審 査 中